

**令和3年度第2回日本スポーツ少年団委員総会  
議事録**

日時：令和3年5月29日（土） 13時00分～13時55分

場所：新型コロナウイルスの影響により Web 会議システムを用いたリモート開催

※事務局は JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階大会議室「スタジアム」から参加

出席者：＜本部長・副本部長＞ 3名

泉本部長、大西副本部長、萩原副本部長

＜常任委員＞ 8名

伊藤、富田、網代、小山、河内の各常任委員

※委任：米谷、原、工藤の各常任委員

※欠席：望月常任委員

＜委員＞ 46名

宇佐美（北海道）、遠藤（山形県）、鈴木（茨城県）、橋本（栃木県）、小林（群馬県）、尾崎（埼玉県）、本城（千葉県）、田村（東京都）、安倍（神奈川県）、佐藤（山梨県）、清水（長野県）、高橋（新潟県）、川村（石川県）、横井（福井県）、三井（愛知県）、宮崎（三重県）、安田（岐阜県）、園田（滋賀県）、松本（京都府）、河野（大阪府）、平山（奈良県）、安川（和歌山県）、松本（鳥取県）、大森（島根県）、本川（広島県）、岡（山口県）、住谷（香川県）、秋本（徳島県）、明比（愛媛県）、見城（福岡県）、伊東（佐賀県）、神田（長崎県）、永野（熊本県）、牧（大分県）、武田（鹿児島県）、真栄城（沖縄県）の各委員

※委任：福原（秋田県）、星（福島県）、北東（富山県）、海野（静岡県）、河野（兵庫県）、井上（岡山県）、山崎（高知県）、原田（宮崎県）の各委員

※代理出席：高橋（岩手県）、郡山（宮城県）

※欠席：江渡（青森県）委員

＜事務局＞青田部長、加藤課長、金谷担当課長、他少年団課員8名

構成員の2分の1以上の出席【総数59名のうち出席57名（委任含む）】により会議成立。

（「日本スポーツ少年団設置規程」第15条）

議事に先立ち、事務局より人事異動に伴う事務局職員を紹介。

その後、設置規程第14条第2項により泉本部長を議長として議事に入った。

＜議案＞

1. 日本スポーツ少年団次期常任委員の選出について

次期常任委員（令和3年度・4年度）のうち、日本スポーツ少年団設置規程第11条第1項に定める地域区分（ブロック）ごとに1名を選出する常任委員について、各ブロックの次期常任委員選出都道府県から推薦のあった候補者9名を諮り、これを承認。

また、同規程第11条第2項に定める日本スポーツ協会理事および学識経験者から選出する常任委員について、候補者8名を諮るとともに、残る1名の学識経験常任委員として、今後選定される日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会の委員長が就任することを諮り、これを承認。

次期常任委員の任期については、来る6月18日開催の日本スポーツ協会定時評議員会終結時から、2年後の6月に開催予定の令和5年度日本スポーツ協会定時評議員会終結時までとなる旨を確認。

なお、次期本部長および副本部長については、去る4月23日開催の日本スポーツ協会第1

回理事会において、泉本部長、遠藤副本部長、大西副本部長、萩原副本部長とすることが承認された旨を報告。

2. 令和3年度日本スポーツ少年団補正予算について

国庫補助金による令和3年度子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業を実施するため、補正予算を編成することについて諮り、これを承認。補正予算額は、収入支出ともに現行予算額に対して299,110,562円増の820,458,562円となる。

<質問・意見等>

武田委員：放課後児童クラブ等への働き掛けも一つの方策と考えられるが、本事業の連携（鹿児島県）先の対象として良いか。

事務局：都道府県ごとの実情に応じて、対象を幅広く設定していただいて問題ない。

3. 令和2年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和2年度の日本スポーツ少年団における活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの事業が中止を余儀なくされ、各種収入・支出にも大きく変動を来したことを説明し、活動報告および決算を諮り、いずれも承認。

なお、令和2年度の決算は、来る6月3日開催の日本スポーツ協会第2回理事会および6月18日開催の定時評議員会において、日本スポーツ協会全体の決算として最終的な承認を得る予定であることを説明。

4. 令和4年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について

令和4年度の活動計画および要望予算の編成について、各専門部会での検討を踏まえとりまとめた活動計画案に基づき、今後予算編成作業に入ることを諮り、これを承認。また、当該作業の取進めに際して、各補助元、助成元等との関係から、日本スポーツ協会全体で、スポーツ少年団に関係する予算や事業規模の調整が必要になった場合の対応および新型コロナウイルス感染拡大への対応や「スポーツ少年団緊急対策プロジェクト」に関連して事業内容の変更や新たな取り組みを行う必要が生じる場合には、それら対応を本部長に一任とすることをあわせて承認。

なお、各種調整や対応を行った場合はその結果を反映させた活動計画案と、その活動計画案に基づく予算を令和4年2月開催予定のブロック会議にて説明し、最終的には令和4年2月下旬開催予定の常任委員会および委員総会に諮ることを説明。

5. 令和5年度全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地について

令和3年2月に開催した令和2年度第5回常任委員会、第3回委員総会の時点で調整中となっていた標記大会の開催地について、調整の結果、軟式野球交流大会は関東ブロックの千葉県、バレーボール交流大会は東北ブロックの宮城県をそれぞれ開催地とすることを諮り、これを承認。

剣道交流大会については、継続して調整することとし、開催地選定ならびに決定に関する取り進めを本部長に一任とすることをあわせて承認。

## <報告事項>

1. 日本スポーツ少年団次期委員について  
議長から、資料のとおり都道府県スポーツ少年団から次期委員(令和3年度・4年度)が選出されたことを報告。
2. 日本スポーツ少年団次期専門部会及びプロジェクト等の編成について  
令和3年4月20日に開催された令和3年度第1回常任委員会において、日本スポーツ少年団設置規程第19条に基づき設置する次期専門部会の編成については、部会長は常任委員会構成員とし、部会員は日本スポーツ少年団講師、都道府県スポーツ少年団役職員、日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員および学識経験者で編成予定であることを報告。  
また、プロジェクト等については、従来から設置されているプロジェクト等を基本とし、その人選について本部長に一任されているとともに、今後、重点的に対応すべき事案が生じ、新たなプロジェクト等を設置する必要がある場合は、その設置と人選に関して本部長に一任されたことを報告。
3. 令和3年度日本スポーツ少年団顕彰について  
日本スポーツ少年団顕彰要綱および同施行基準に基づき推薦のあった30都府県61市区町村のスポーツ少年団および45都道府県138名の登録者を表彰することを報告。  
また、退任者に対する感謝状の贈呈は、従来同様、各都道府県スポーツ少年団本部長にその手続きを委任し、年度末の一括報告をもって取り進めることをあわせて報告。
4. スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について  
スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、都道府県スポーツ少年団が処分を決定した1件の事案について以下のとおり報告。  
事案：宮城県のバスケットボール指導者が、自身が代表を務める単位スポーツ少年団において、同団に所属する指導者(コーチ)を、団員の前で一方的に退団させた。  
処分内容：嚴重注意
5. スポーツ少年団緊急対策プロジェクトについて  
令和2年度第6回常任委員会(書面決議：令和3年3月24日付で常任委員会構成員に対し提案)において「スポーツ少年団緊急対策プロジェクト」の設置について諮ったところ、令和3年4月3日付で常任委員会構成員全員の同意を得て承認されたことを報告。  
また、当該プロジェクトは、設置後これまでに2回開催し、各委員からはスポーツ少年団が抱える課題および対応策について様々な意見があった旨報告するとともに、今後6月中に、全都道府県スポーツ少年団本部長へのヒアリングを実施することを報告。

## <質問・意見等>

平山委員：本部長ヒアリングに関して、事前に提示されたテーマすべてについて話す必要(奈良県)があるか。

事務局：必ずしもすべてのテーマについてお話いただかなくとも構わない。各都道府県の実情を自由にご発言いただきたい。

6. ブロック報告について  
特になし。

7. その他

・令和3年度日本スポーツ少年団会議の開催日程

令和4年2月26日に開催予定の次回委員総会は、現時点では集合形式での開催を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況に応じてオンライン形式での開催等、変更が生じる可能性があることを報告。

以上、13時55分閉会。